LAW AND HUMAN SCIENCES

文部科学省科学研究費補助金
新学術領域研究「法と人間科学」

〒060-0810 札幌市北区北１０条西７丁目
北海道大学大学院文学研究科
新学術領域・法と人間科学　総括班
tel/fax：011-706-3912
email: lahs@let.hokudai.ac.jp
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/

2013 年 3 月発行

LAW AND HUMAN SCIENCES

文部科学省科学研究費補助金
新学術領域研究「法と人間科学」

NEWS LETTER

vol. 3
March, 2013

イベントレポート

「法と人間科学」のマイルストーンとなる２つのシンポジウム …1
・領域内シンポジウム
・公開シンポジウム

●2012 年度企画レポート …2
●2012 年度第 2 回実務家研修レポート …3
●連載 ヨーロッパ裁判視察記 2（全 2 回シリーズ） …4
●札幌法と心理研究会レポート …5
●イベントカレンダー …6

イベント
レポート

「法と人間科学」のマイルストーンとなる２つのシンポジウム

新学術領域研究「法と人間科学」では、プロジェクトの中間的な時期にあたる本年度、領域内の意識共有のための討議の場として、2つのシンポジウムを開催しました。１つは領域内メンバーのためのシンポジウム、もう１つは公開型です。ここでは、コーディネートされた先生方のレポートを紹介します。

領域内シンポジウム「法学と人間科学における学際的研究の展望と課題」

成城大学　指宿　信

2012年10月19日（金）13:00～16:30、青山学院大学青山キャンパスにて開催し、参加者は、30名で、内訳はスタッフを含む領域内メンバーが21名、領域外は９名（講演者の中谷先生、出版社の方や当領域の研究活動に興味・関心のある大学院生など）だった。

本シンポジウムは、法学と関連諸科学の学問的融合をどのように発展させていくことが可能か、その過程でどのような障害を克服しなければならないのか、先行する学際的学問の経験に学びつつ領域メンバーの意識向上を目的として企画された。今回は、領域のコアとなっている「法と心理学」以外に、法学と社会学の融合分野であり長い歴史を持つ「法社会学」と、精神医学と法学の接点を取り扱う「法と精神医療」とを取り上げることとなった。前者については、領域メンバーであり長い研究教育経験をお持ちの、松村良之・北海道大学名誉教授にお願いすることになった。そして、後者については、わが国における司法精神医学を代表する研究者として中谷陽二・筑波大学名誉教授をお迎えした。両スピーカーから繰り出される専門用語や概念は心理学関係者にはなじみのないものも多かったようだが、“経験法学”という法学の中における実証的経験的態度の存在や鑑定人として裁判に関わる際の葛藤など、領域参加者の今後の研究アプローチや社会還元にとって得るところの多い時間であったと思う。今後も領域内の研究交流のみならず、領域外の知見や経験に学ぶことが必要だろう。

公開シンポジウム「法と人間科学という学融的領域が切り開く未来」

立命館大学　サトウタツヤ

2013年１月12日（土）の午後、東京商工会議所国際会議場にて、標記シンポジウムが行われました。このシンポジウムは、本「法と人間科学」の領域内シンポジウム兼一般への公開企画として開催されました。

山崎優子氏（立命館大学）の司会のもと、領域代表の仲真紀子氏（北海道大学）が挨拶を行い、前半は法と人間科学の歴史について、サトウタツヤ氏（立命館大学）と石塚伸一氏（龍谷大学）が未来の融合を志向しつつ発表しました。後半は、裁判員裁判の研究の重要性について唐沢かおり氏（東京大学）が、治療的司法の可能性について指宿信氏（成城大学）がそれぞれ発表しました。指定討論者として法と人間科学のパイオニア的存在である浜田寿美男氏（奈良女子大学／立命館大学）と法学と心理学を修めた経歴をもつ中堅研究者・藤田政博氏（関西大学）がそれぞれ展望を述べました。演題には、関連する実務者の発表があっても良かったのではないかという声もありましたが、それは次回の課題といたしたく存じます。一般市民や各研究班の参加研究者など100名弱の方が集まり熱心な討議が行われたことに深く感謝いたします。参加者たちは、２時間という短い時間だからこその密度の濃い議論と時間を共有し、今後のさらなる展開を誓っていました。

シンポジウムの様子

シンポジウム会場

2012年度企画レポート
「いじめ問題プロジェクト ―いじめ・人権・教育・法―」を終えて

秋田大学　井門　正美

本企画の始まりは、2012年２月25日だった。全体会の場で仲真紀子先生から私に模擬裁判を依頼され、私はそれを受けることにした。確か仲先生は「模擬裁判オタクの…井門先生に…」と、にこやかにおっしゃっていたような？！気がする。どこからそんな噂がっ。

それから１年以上を経た2013年３月３日（日）に、本企画「いじめ問題プロジェクト」を実施するに至った。このテーマに辿り着くまでには、法教育班の久保山力也代表と何度も打ち合わせを行った。テーマが定まった後は、深刻な問題でも、ゲーム的な要素を組み込めないか、深刻なものを深刻に考えていただけでは思考が停止する。柔軟な思考によって対応しなければ、解決はおぼつかない。こうした議論の末に本企画の４つの柱が定まった。

①秋田大学教育文化学部の教職課程を受講している学生・院生を企画に参加させる。
②法教育班による「ゲーミング法教育」に基づく基調提案を行う。
③「役割実践法」に基づき、いじめ発生から民事裁判までを学生に体験させる。
④市民参加型のシンポジウム「いじめ・人権・教育・法」を開催する。

①については、私が担当する講義「公民科内容学」「総合演習」の内容を「いじめ問題」に焦点化して、授業と企画とを連携させた。私による講義の他に、専門家をゲストティーチャーとした講義、班編成によるいじめ問題の多角的追究等を行った。受講者約30名は課外活動を含めよく頑張った。②は久保山代表が案を練った。その内容は当日まで明かされなかったが、代表が「韓国の学生自治法廷」「米国のアンビュランスチェイサー」「ケニアの長老裁判」「久保山案のいじめゲーム」を是とする提案を行い、これに対して指定討論者（鮎川博晃氏、鈴木智彦氏、佐賀寛生氏、松本榮次氏）が反論し、フロア参加者が○×の用紙を掲げて判定する、という試みだった。なかなか好評だった。③では、中学校でいじめ事件が発生したという設定で、学生に教師役をさせて学校の会議（学年会議・職員会議）を２月に模擬体験させた。当日、この事件が拗れたケースとして弁護士（三浦広久氏、山本尚子氏、髙橋重剛氏）と学生による「模擬民事裁判―いじめ PTSD 事件―」を実施した。学校の会議から民事裁判までを１つの事件として取り扱ったのは画期的な企画だった。最後に、④では、梅野正信先生（上越大）、神居隆先生（秋大）、仲先生（北大）、岸田洋輔先生（札幌弁護士会）、久保山先生（青学）をシンポジストとし、私が司会を務めてシンポジウムを行った。詳細は紹介できないが、それぞれの提案に対して会場からも質問や意見が出され、熱気がこもった。

以上、ざっと、今回の企画について、その始まりと内容について紹介した。２日、３日は暴風雪だった。２日、秋田新幹線で、新幹線初の脱線事故が発生した。この列車に６時間も閉じ込められた方、北海道から仙台を経由し秋田へと飛行機・新幹線・バスを乗り継いで来られた方、長野から大宮まで来て新幹線の不通を知り、翌早朝飛行機で秋田まで来られた方、いずれもシンポジストの軌跡（奇跡）である。こんな中でも延べ100名近くの参加者により今回の企画が実施できたことは、企画担当者（会場校責任者）として大変嬉しく感慨深いものがある。

最後に一つ提案をしたい。今回、代表者会議・全体会議を先に設定したが、次回からは年度の主要企画を先にして、翌日、企画反省会議を含めた全体会議などを行ってはどうだろうか。『徒然草』第52段（仁和寺にある法師）の話ではないが、石清水八幡宮の本殿を見ずして帰ってしまってはもったいない。是非、今後のこともあるので、本殿を参拝し、感想を語り議論し合ってはどうだろうか。

「法と人間科学」は多彩な研究者の集団である。一つの企画テーマに対して学際的な議論がなされることでいっそう研究集団としての威力が発揮されるのではないだろうか。

法教育班による「基調提案」

学生と法曹実務家による模擬裁判

秋田の酒と食に賑わう懇親会

2012年度 第2回 実務家研修レポート

コミュニケーション弱者のための取り調べ技法：「情報収集アプローチ」の基礎

青山学院大学　高木 光太郎

2012 年度第 2 回の実務者研修を上記のテーマで、9 月 14 日 13 時から 17 時まで専修大学生田キャンパスで開催しました。実務家のみなさんからの関心も非常に高く、警察官、弁護士、児童相談所職員の方など計 33 名の参加がありました。

この研修では、子どもや知的障害をもつ人など、複雑なコミュニケーションが苦手な人たちから質の高い情報を聞き取るための基本的な技術を、実践的に身につけてもらうことを狙いとして、基礎講義とロールプレイ形式の実習を行いました。講義では高木光太郎（青山学院大学）が「コミュニケーション弱者への取り調べの問題点」というタイトルで、コミュニケーションが苦手な人が事情聴取や取り調べといった捜査面接に参加した場合に生じるトラブルの基本的な構造について解説し、仲真紀子（北海道大学）が、「『情報収集アプローチ』の実際」というタイトルで、簡単な実習も交えながら捜査面接において子どもや知的障害をもつ人から質の高い情報を得るための基本的な技術の解説をしました。

講義に引き続いて行われたロールプレイでは、会社内で不正な経理が行われていること告発した人物からの事情聴取という設定で、面接者の誘導を最小限に抑えて、被面接者に出来るだけ自由に話をしてもらいながら必要な情報を聞き出す技法を実際に体験してもらいました。「情報収集アプローチ」は被面接者への働きかけを最小限に抑える手法ですが、それゆえに聞き手である面接者には細かい配慮や、自分の言葉の注意深いコントロールが求められます。今回のロールプレイは入門的なもので、被面接者も「コミュニケーション弱者」という設定ではありませんでしたが、それでも「自由に語ってもらう」コミュニケーションの難しさと技術の必要性を参加者の方に感じていただけのではないかと思います。

受講者の感想

「密度の濃い実践的な研修と質問によってさらに深まった理解」

弁護士　杉浦ひとみ

まず、コミュニケーション弱者への取り調べの問題点というテーマで、「知的障害を持つ被疑者を例にして」の高木光太郎先生の講義では、テレビなどで一見普通に見える足利事件の菅家さんの映像が誰の記憶にも鮮明な時期でしたから、不当な誘因を与えてしまう危険性の一番高い被聴取者のイメージを持って理解することができ、とてもいいテーマの選択でした。質問のフレームをしっかり意識して行うことで、不当な影響を排除することが検証できることがわかりました。仲真紀子先生の司法面接の講義では、質問のあり方が分析的に示され、いくつもの具体的な視点を学ぶことができ、何気なく行う対話がこうも分析できるのかと驚きました。目的を持った聴取も、「対話者との間でことばを使って」行われることから、日常の会話と区別して考えることが難しいですが、実は別物の科学だという意識を、一度きっちり持つことが重要だと感じました。参加者からの実践的な観点からの質問と講師からの回答は、さらに得るものが大きかったです。例えばオープンクエスチョンで（遠いところから目的に行き着かない歯がゆさから）どのように核心に迫っていけばいいのか、あるいは質問で不当な誘因を与え質問者がパニックになるような失敗をどう挽回すればいいのか、知的障害のある人への聞き取りの具体的な仕方についてなどが出されました。どれもが生半可に聴取方法を学んだときのジレンマでした。研修後の懇親会も、異業種の方たちと交流でき有意義でした。特に警察の方が非常に多かったことから、刑事の現場で本格的に聴取技法の重要性が捉えられていることを実感しました。

研修で面接実習中の杉浦さん

ヨーロッパ裁判視察記２

～ローマ地方裁判所～

駿河台大学　原　聰

前回のストックホルム地方裁判所に続き、今回は、ローマ地方裁判所の視察について報告する。2012 年 3 月 8 日午前 8 時、地下鉄バルメリーニ広場駅改札で、今回の通訳者である中島元子さんと合流し、バチカン近くのローマ地方裁判所に向かった。この日は「国際女性の日」とのことで、女性にミモザの花束をプレゼントする習慣があるとのこと。今日の裁判長が女性（ROSANNNA IANNIELLO さん）とのことで、地下鉄駅で購入して刑事部第10法廷に入った。

この法廷は、天井近くに窓があり、正面はステンドグラスになっており、大変明るく華やかな印象。裁判官席は傍聴席から40センチ程高い位置にあり、さらに裁判長の椅子は、陪席の椅子より約10センチ高い。裁判長席の真上の壁に「LA LEGGE E' UGUAVE PELTUTTI (法は万人に平等である)」と書かれたプレートが掲げてあった。裁判官席から見て右側、傍聴席より20センチ高い位置に証言台。その反対側にガラス張りの被告人ブースがあり、10名程度は収容できる。危険が想定される被告人の場合に使用するとのこと。検察官席と弁護人席は裁判官と対面している。被告人は、第 1 列目に弁護人と同席していた。その後方に、7 名程度座ることができる机といすが 3 列あり、弁護人が席を占めていた。私たちは、検察官席のすぐ後ろの席に座って傍聴。検察官席、弁護人席にはマイクが複数用意され、質問や意見をこのマイクを用いて行われ、すべて録画・録音されていた。この机といすの後ろに、1.3 メートルの高さのバーが設置されており、このバーの後方が傍聴人席であった。傍聴した裁判では椅子も9 脚用意されていたが、20 人ほどの傍聴人が全員立って傍聴していた。

判示、検事、弁護士は黒い法服をまとい、左肩に金か銀の組み紐がしつらえられ、キャリアを表しているとのこと。今回の裁判では、裁判長が金、陪席2名は銀、検察官は銀、弁護人は3名が金、7名が銀色。法服着用は義務であるが、法廷内で公然と法服の貸し借りを目撃。

２つの審議を傍聴した。第 1 は、裁判所書記官による金銭の横領事案で、捜査を担当した捜査官、被告人の監視係、車のディーラーが証人であった。検察官の捜査官へ主尋問中に、弁護人が領収書の数字を巡って介入し、検察官、弁護人、証人間で激しいやり取り。裁判長も介入して、4 者が同時にマイクをもって怒鳴り合うことも。最後には、裁判長が全員を黙らせ、「日本から研究者が傍聴に来ているから、品良く質疑してください。」などと諭す場面も。検察官の質問は、ほとんどオープン質問であったが、弁護人は弾劾的なので、どうしてもクローズ質問を多用していた。第 2 事案は、政府批判デモに参加した女性の器物破損被疑事件。逮捕した警察官が証人で、被告人の支持者と警察官の傍聴者でいっぱい。テレビ局が撮影した、被告人逮捕時の映像がテレビで流され、本人か否かの確認を行う。顔が鮮明に写っていなかったので、本人確認は難しいと感じた。弁護人の質問は、ほとんど逮捕時の情況に関する推定変数であり、取調べ方法などのシステム変数などの質問は少なかった。また、証人は質問者に向かって応答し、裁判長に対する応答ではなかった。被疑者取調べは基本的に検察官が弁護士同席の下で実施され、録音されているからしい。証言後、禁固3年の論告求刑が行われ、最終弁論では、立証手続きの杜撰さを指摘していた。すぐさま裁判官による合議が約 1 時間行われ、禁固2年4カ月の判決であった。

第 1 事案が 9 時から 12 時 10 分。その後 12 時 30 分からすぐ第 2 事案の審議開始で、昼食をとる時間がなかったが、ミモザの花束効果か、ロザンナ裁判長手造りのアップルパイを御馳走になった。

イタリアは職業裁判官２名、参審裁判官 6 名による参審制を採用している。あくまでも多数決であり、有罪無罪同数の場合は当然無罪。参審裁判官の任期は３カ月で、裁判所が選任。拘束期間があるので、とりわけ地方において、どうしても時間のある高齢者に偏りがちの問題があるとのこと。また、被疑者の勾留は48時間で、取調べの録音・録画は、被疑者のみで実施され、目撃者などの参考人には適応されていないとのことであった。

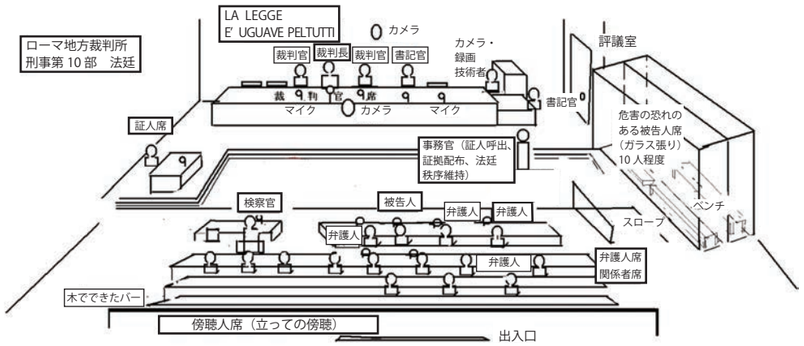

ローマ地方裁判所第 10 法廷模式図

裁判を傍聴した印象は、とても動きのある活き活きした法廷であったことだ。これをそのまま裁判長に伝えたところ、やや困ったような反応であったが、儀式的な日本の裁判に比べて躍動的で、楽しい裁判であった。

札幌法と心理研究会レポート

長谷川真里先生と佐伯昌彦先生の講演

11月

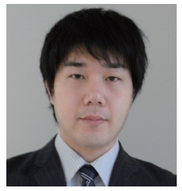

2012年11月23日に開催された札幌法と心理研究会において、研究報告をさせて頂く機会を得た。私は第一報告者として、「犯罪被害者による刑事裁判への参加が量刑判断に及ぼす影響の実証的研究」と題する報告をさせて頂いた。そこでは、既存の研究のレビューや、心理学の諸理論に基づく考察、心理実験の結果について報告させていただいた。第2報告は長谷川真里先生のご報告で、「言論の自由に関する社会的判断の発達」と題されるものであった。理論的考察を踏まえ、小学生から大学生までを対象とした実証研究の結果が報告された。当日は、複数の研究会の合同開催ということもあり、非常に多くの方にご参加いただき、活発な質疑応答がなされた。この議論の中で、私自身、自分の研究について多くの課題が残されていることに気付かされ、また、その課題の内容を明確にすることができたように思う。（千葉大学・佐伯 昌彦）

各月の活動

9月

９月２６日（水）北海道大学・人文社会総合棟（W101）にて開催
■ 題　目：**「心理学鑑定に必要な４つの要件」**
■ 報告者：**仲 真紀子 先生**（北海道大学）

10月

１０月１０日（水）北海道大学・人文社会総合棟（W101）にて開催
■ 題　目：**「供述の心理学鑑定に必要な知見は何か」**
■ 報告者：**森　直久 先生**（札幌学院大学）
■ 内　容：自白や証言の信用性鑑定に利用される心理学的知見の性格 を吟味し、その有効性と限界を考察した。ついで、鑑定により資する心理学研究のイメージを提案した。最後に、筆者がこれまでかかわった信用性鑑定を紹介し、心理学鑑定の可能性を報告した。

12月

１２月１９日（水）北海道大学・人文社会総合棟（W101）にて開催
■ 題　目：**「主犯か従犯かが争点となっている再審請求事件に関する供述分析」**
■ 報告者：**森　直久 先生**（札幌学院大学）
■ 内　容：殺人事件への関与は認めつつも、当人は従犯であることを主張する服役囚の供述鑑定に、現在報告者は関与している。供述分析による、主犯 / 従犯の識別可能性に関して報告した。

2月

２月６日（水）北海道大学・人文社会総合棟（W401）にて開催
■ 題目１：**「DWI Court について」**
■ 報告者：**松村 良之 先生**（明治大学）
■ 内　容：報告者は１月２日－６日に対審構造をとらない課題解決型裁判所のひとつである DWI Court (DWI=Drunk-Driving While Intoxicated) を訪問した。DWI Court の概要、その意義などについて報告した。
■ 題目２：**「尋ねられたことだけ答えて下さい ―刑事裁判における証人尋問 の方式とその論理」**
■ 報告者：**緑 大輔 先生**（北海道大学）
■ 内　容：刑事裁判の証人尋問では、いわゆる一問一答形式が用いられている。なぜ証人が自由に陳述する形式ではなく、一問一答形式 なのか。歴史的な経緯や現状か ら、法律家が法廷で一問一答形式を採用する論理を報告した。

２月２８日（木）北海道大学・人文社会総合棟（W401）にて開催
■ 題　目：**「裁判員裁判に関する意識調査より**
ーオープン質問／クローズド質問による尋問方式が証言や量刑の判断に及ぼす影響ー」
■ 報告者：**岡田悦典先生**（南山大学）、**仲真紀子先生**（北海道大学）、**藤田政博先生**（関西大学）
■ 内　容：裁判員裁判に関する２０１１年度意識調査の結果について報告した。この調査では、オープン質問による尋問とクローズド質問による尋問が、証人／被疑者の主張に関する判断や量刑判断にどのような影響を及ぼすかについても検討した。特にこの結果について報告した。

イベントカレンダー

2013

4月4～7日	American College of Forensic Psychology 29th Annual Symposium in Forensic Psychology [San Diego, U. S. A.]
4月27日	第１回実務家研修 [北海道大学]
5月11～12日	日本法社会学会 2013 年度学術大会 [青山学院大学]
5月29日～6月1日	American Society of Trial Consultants (ASTC) Annual Conference [Las Vegas, U. S. A.]
5月30日～6月2日	Law and Society Association Annual Meeting [Boston, U. S. A.]
6月1日	日本被害者学会 第 24 回学術大会 [早稲田大学]
6月18～21日	International Association of Forensic Mental Health Services (IAFMHS) 13th Annual Conference [Maastricht, The Netherlands]
6月26～29日	The Society for Applied Research in Memory & Cognition (SARMAC) Conference X [Rotterdam, The Netherlands]
6月29～30日	日本認知心理学会 第 11 回大会 [つくば国際会議場]
7月1～2日	International Investigative Interviewing Research Group (iIIRG) Masterclass 2013 [Maastricht, The Netherlands]
7月3～5日	International Investigative Interviewing Research Group (iIIRG) Conference 2013 [Maastricht, The Netherlands]
7月31日～8月4日	American Psychology Association(APA) Annual Coference [Honolulu, U. S. A.]
8月6日	第２回実務家研修
8月9～11日	Society for the Study of Social Problems (SSSP) 63rd Annual Meeting [Honolulu, U. S. A.]
8月上旬	日本司法福祉学会 第 14 回全国大会
9月19～21日	日本心理学会 第 77 回大会 [札幌コンベンションセンター]
9月28～29日	日本犯罪心理学会 第 51 回大会 [大阪教育大学・柏原キャンパス]
10月5～6日	日本犯罪社会学会 第 40 回大会 [北海学園大学]
10月12～13日	法と心理学会第 14 回大会 [北海学園大学]
12月7日	法と精神医療学会 第 29 回大会 [九州大学・貝塚文系キャンパス]
2014	
3月	日本発達心理学会 第 25 回大会

編集後記　総括班

法と人間科学に関わる実務家、市民、そして研究者の皆様には本年度も大変お世話になりました。本号でもお伝えいたしましたように、2012年度は多くの方々に「法と人間科学」の研究活動にご参加いただきました。とりわけ、本領域のマイルストーンとなる２つのシンポジウムを開催できたことは、ひとえに興味・関心を抱いて下さり、ご多用中にもかかわらずご参加いただいた皆様方のおかげです。この場をかりてお礼を申し上げます。

本領域は、実務家、市民、研究者が一体となり活動を推進しております。皆様方のご協力なしには研究は進みません。総括支援室では、来年度も様々な活動をお伝えできるよう全力で活動していきたいと考えております。どうぞ、来年度も皆様方の変わらぬご協力をお願い申し上げます。（総括支援室・佐々木）

北大・正門付近（2月撮影）